

平成20年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

この度、国土交通省では、平成20年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

記

1. 募集者数

全国で1, 200名です。

※ お住まいの都道府県に応じたブロック毎に募集者数を設定しています。ブロック毎の募集者数は「別表1」のとおりです。

2. 募集期間

平成20年2月1日（金）から平成20年2月28日（木）までです。

3. 応募方法

国土交通行政インターネットモニターホームページ (<https://www.monitor.mlit.go.jp/>) にアクセスいただき、「モニター募集案内へ」をクリックして下さい。「応募申込フォーム」にお名前、ご住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負等必要事項を入力の上、2月28日までに応募（送信）してください。

※ ご応募いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に取り扱います。

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（平成20年4月1日現在）の方で、インターネットを容易に利用でき、かつ、国土交通行政に対する関心が高くモニターとしての熱意を有する方。（次の①～④に掲げる方は除きます。）

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 国土交通行政に関係する常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の常勤の役職員
- ④ ①～③に掲げる方の同居の親族

5. モニターの選考・委嘱

- (1) 選考結果は、平成20年3月下旬までにモニターとなっていただく方に直接メールでお知らせ致します。選考に漏れた方にはお知らせ致しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) モニターの委嘱は、「別表2」の「モニターとしてお守りいただく事項」に同意され「承諾書」を提出された方に「委嘱状」を交付して行います。
委嘱期間は、委嘱の日から平成21年3月31日までです。
- (3) モニターは、お住まいの都道府県に該当する「ブロック」の所属となります。なお、ブロック外に転居された場合でも、応募いただいたブロックの所属でモニター活動を行っていただきます。

6. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

- ① 国土交通省（本省及び所属するブロック）が提示する「アンケート調査」に対して回答書を提出していただきます。（国土交通省（本省及び所属するブロック）が提示する「課題」に対して意見書を提出していただく場合もあります。）
- ② 上記①以外に、国土交通行政に関してモニター自身が気付いた随時の意見（「随時意見書」）を提出していただくことができます。

平成20年度のアンケート調査等は、4回を予定しておりますが、実施主体の都合により回数が増えることがあります。

なお、平成19年度に実施させていただいた主なアンケート調査は、下記（[参考「平成19年度主な実施アンケート」](#)）のとおりです。

※ 提出いただいた回答書、意見書については、全体の傾向を整理等したうえで、後日、モニターホームページ上で回答結果、主要な意見などを公表する予定です。

7. モニターへの謝金

モニターに対して、アンケート調査・課題の回答の実績に応じ、謝金をお支払いします。謝金の額は、1件につき1千円とします。

ただし、平成20年度の謝金の上限は、各モニター4千円となります。

※ 「随時意見書」には、謝金はお支払い致しません。また、他ブロックのアンケート調査・課題にお答えいただいた場合も、謝金はお支払い致しませんのでご了承ください。

※ ご不明な点は、お住まいの都道府県に応じ、[「別表3」](#)の窓口までお問い合わせください。

～皆様からのご応募を心よりお待ちしております。～